

国土交通省防災業務計画の改正

今回の改正のポイント

防災基本計画の修正等を受け、大規模広域災害への対策、原子力災害への対策を中心に国土交通省防災業務計画の改正を実施。

大規模広域災害への対策

○災害に対する即応力の強化

以下について記述

- ・関係機関や民間事業者との協定締結(燃料、発電機、建設機械、情報整理、支援物資)
- ・複合災害に対する備え(計画、訓練)
- ・緊急時に国が行う浸水した水の排除等の水防活動(特定緊急水防活動)の実施
- ・情報収集等を行うリエゾン等の自治体派遣 など

○被災者への対応改善

被災地への支援物資の供給・輸送について記述

○教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

住民が災害教訓を伝承する取組の支援について記述

原子力災害への対策

○原子力災害時の緊急輸送の支援強化

緊急避難輸送従事者に対する放射線防護活動に係る情報提供などについて記述

防災業務計画について

- 災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき作成
- 中央防災会議が作成する防災基本計画を基本
- 防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を規定

近年の改正経緯

- 平成23年8月 東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえた改正
- 平成24年9月 平成23年12月の防災基本計画の改正、津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の制定等を踏まえた改正